**平成２４年（フ）第８４号**
群馬県館林市若宮町2473番地の１
債務者　小島　清毅
１　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２４年（フ）第２３９号**
神奈川県厚木市飯山3083番地２　福住荘103
債務者　佐藤　妙子
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第８７７号**
愛知県尾張旭市北本地ケ原町４丁目43番地
カメリア白山103号
債務者　村松　清美
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第９５７号**
愛知県知多郡阿久比町大字萩字南ノ脇33番地１
債務者　成田　享幸
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１０４１号**
名古屋市港区木場町６番地の33　スペリアシティ名南アネックスＶ―512号
債務者　村瀬　敏郎
１　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第３５号**
兵庫県加古川市別府町新野辺北町８丁目149番地　フィーノ北町Ａ―201号
債務者　矢野とよ子こと　榎本とよ子
１　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第２１４号**
兵庫県加古川市平岡町山之上629番地の７
竹内荘東
債務者　前岨　年夫
１　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第２２８号**
兵庫県加古川市加古川町稲屋364番地の３
債務者　村山こと　李　　一郎
１　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第２２９号**
兵庫県加古川市加古川町稲屋364番地の３
債務者　村山　千里
１　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第２３５号**
兵庫県加古郡稲美町北山327番地の１
債務者　坂田　　弘
１　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第２５号**
兵庫県西脇市西脇1055番地の13、申立時の住所兵庫県西脇市高田井町775番地の１　アメニティカスガⅠ―201号
債務者　平岡　勇二
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２４年（フ）第２６号**
兵庫県西脇市西脇1055番地の13、申立時の住所兵庫県西脇市高田井町775番地の１　アメニティカスガⅠ―201号
債務者　平岡　和子
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２４年（フ）第２７号**
兵庫県西脇市西脇1055番地の13、申立時の住所兵庫県西脇市高田井町775番地の１　アメニティカスガⅠ―201号
債務者　平岡　秀明
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２４年（フ）第２８号**
兵庫県小野市粟生町1842番地　２―206
債務者　小島　直美（旧姓平岡・淺田）
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２４年（フ）第３１号**
兵庫県西脇市和田町183―４、住民票上の住所兵庫県西脇市黒田庄町前坂691番地の２
債務者　池上　維哲
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２４年（フ）第２３７号**
福岡県大野城市上大利２丁目17番12号井上コーポ102号
債務者　木山　順子
１　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部